

指名停止措置についての公表

● 指名停止を受けた業者

商号又は名称	代表者職氏名	主たる営業所の所在地
株式会社かめお設計	代表取締役 亀尾 明宏	高知市一ツ橋町 2 - 5 3 - 2

● 指名停止の内容

指名停止期間	令和7年1月29日 から 令和7年3月28日 まで（2月）
指名停止の理由	株式会社かめお設計は、香南市発注の「（学第06107号）野市小学校地域連携室他空調機取替工事設計委託業務」について、正当な理由なく履行期限内に業務を完了させなかったうえ、その後の対応において調査職員の再三の指示にも従わなかったことが香南市指名停止措置要綱別表第2の第21号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。 【香南市指名停止措置要綱】 別表第2の第21号（不正又は不誠実な行為） 「別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務（市発注業務以外の業務を含む。）に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。」